

## 奈良大学附属高等学校 いじめ防止基本方針

### 1. 基本的な考え方

本校は、何よりも人権を尊ぶ知・徳・体、調和のとれた心豊かな人間を育てることを教育目標の一つとしている。生徒が安心して学び、保護者が安心して通わせることができる学校づくりをめざして、学校・家庭・地域が連携し、『いじめ防止対策推進法』に基づいて、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

### 2. いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう（「いじめ防止対策推進法 第二条」より）。

### 3. いじめに対する認識

- (1) いじめは決して許されることのない重大な人権侵害である。
- (2) いじめはいつでもどの生徒にもどの学校にも学級にも起こり得るものである。
- (3) いじめの加害生徒等・被害生徒等は入れ替わることが起こり得るものである。  
加害生徒や被害者になりそうな生徒等を発見・予見して対応しようとするのではなく、常に生徒全員に注意を注ぎ、生徒全員を対象とした取組を行う。
- (4) 「些細なこと」と判断せず、いじめを見逃さない姿勢を持つ。
- (5) 個々の生徒が「いじめ」にあたるのかどうかの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つものとする。
- (6) 校外で起こるいじめもあることから、日ごろから家庭・地域・関係機関等と密接に連携協力した取組を進める。
- (7) いじめは生徒の生命または身体に重大な危険を生じさせ得るものである。

### 4. いじめ防止のための指導體制

- (1) 「いじめ対策委員会」を設置し、いじめの防止や早期発見、いじめの対処等に関する措置を実効的に行う。
  - 「いじめ対策委員会」構成委員  
校長、教頭、生徒指導部長、人権教育部長、各コース長、各学年主任、  
教育相談係、養護教諭、スクールカウンセラー
- (2) 「いじめ対策委員会」は以下の役割を担う。
  - ① 「いじめ防止基本方針」の策定と見直し
  - ② いじめの未然防止
  - ③ いじめの対応
  - ④ 教職員の資質向上のための校内研修

⑤ いじめ防止年間指導計画の作成と進捗状況の確認

⑥ 各取組の有効性の検証

- (3) いじめの防止・早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要があることから、「いじめ防止年間指導計画」を別に定める。年間計画の作成にあたっては、生徒等への指導・保護者や各関係部署との連携に留意する。

## 5. 未然防止に向けて

いじめの未然防止のためには、学校の教育活動全体を通じて、すべての生徒が安全に、安心して学校生活を送ることができるよう努める必要がある。また、すべての生徒を、いじめる側にも傍観者にもさせることなく、いじめを許さないという姿勢を培う教育体制を整えることも重要となる。このような認識を教職員が共有し、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、生徒による主体的ないじめ防止活動の推進を促す。

### ○主な取組

- ・教職員の指導力向上に必要な研修の実施
- ・スクールカウンセラー等の活用
- ・生徒の人権意識の高揚と豊かな心の育成
- ・生徒の道徳性と自尊感情を高める取組の充実
- ・情報モラル教育の推進
- ・生徒会によるいじめ撲滅などの啓発活動の展開
- ・意欲的・主体的に取り組める授業作り

## 6. 初期対応・事後対応に向けて

いじめは教職員の目がとどかない時間や場所で行われたり、いじめと判断しにくい形で行われたりすることも多いことから、保護者との連携を図るとともに、生徒の日常の行動や会話等に含まれる些細な兆候やアンケート調査、生徒との面談等も活用し、見逃さずに早い段階から関わり、いじめを積極的に認知する。

いじめの発見・通報があった場合は、特定の教職員で抱え込むことなく、速やかに組織的対応を行う。その際、被害生徒を徹底して守り通すという姿勢で対処するとともに、加害生徒に対しては教育的配慮のもと毅然とした態度で指導を行う。

## 7. 再発防止に向けて

いじめは再発しやすいことから、早々に解決したと判断せず、継続的に観察・指導・支援を行う。

## 8. 重大事態への対応

生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じる可能性や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされる可能性がある場合は、直ちに法人本部（理事長）及び県へ報告を行うとともに、いじめ対策委員会による調査を行い、関係機関とも連携して事態の速やかな解決に向けて取り組む。

なお、県が重大事態調査のために調査組織を設置した場合には、全面的に協力し事態の速やかな解

決を図る。

## 9. その他

開かれた学校となるよう、学校の取組等について情報発信に努めるとともに、学校評価の更なる充実を図る。また、いじめ防止等に実効性の高い取組を実施する必要から、本方針が効果的に機能しているかについて、いじめ対策委員会において点検・検証し、必要に応じて見直しを行う。

附則 平成 26 年 5 月 27 日策定

令和 4 年 1 月 31 日改定

令和 6 年 12 月 23 日改定